次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第34条の規定に基づき公告する。

令和6年6月28日

静岡県知事 鈴木康友

1 入札執行者

静岡県知事 鈴木康友

2 担当部局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課 電話番号 054 (221) 3713

- 3 競争入札に付する事項
 - (1) 入札番号 産マ第107号
 - (2) 業務名

令和6年度「食の都」の授業業務委託

(3) 業務概要

県内の調理専門学校を対象とした「食の都」の授業の開催、運営及びこれに係る付帯業務(授業実施日:令和6年9月~12月、詳細は別紙仕様書のとおり)

4 業務委託期間

契約日から令和7年1月31日まで

5 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業(第一種旅行業務又は第二種旅行業務に限る。)の登録を受け、1年以上引き続き業として旅行業の業務を営んでいるまたは、静岡県内の地方自治体から旅行業を含む業務を受託したことがあること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2 条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい

- う。) 又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者
- ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団 又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約そ の他の契約を締結している者
- 6 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認申請書等を令和5年7月 3日(水)午後5時までに入札説明書の配布場所に提出しなければならない。

- 7 入札説明書の配付期間、配付場所
 - (1) 配付期間

令和6年6月28日(金)から令和6年7月3日(水)までの午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

上記2に同じ

- 8 入札手続等
 - (1) 入札執行日時

令和6年7月9日(火)午後2時

(2) 入札執行場所

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階経済産業部7-1会議室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

- 9 その他
 - (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 説明会は行わない。

- ③ 詳細は入札説明書による。
- (4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出すること。
- (5) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、すべての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(定型様式)を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。